

蓮田白岡衛生組合指定ごみ袋取扱契約書

蓮・白一

甲 蓮田白岡衛生組合

乙

蓮田白岡衛生組合指定ごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）の販売に関し、甲乙間で下記のとおり契約を締結する。

記

（委任）

第1条 甲は、指定ごみ袋の販売に関し、蓮田白岡衛生組合指定ごみ袋取扱店等に関する要綱（以下「取扱店要綱」という。）及び蓮田白岡衛生組合指定ごみ袋取扱基準（以下「取扱基準」という。）に基づき、これを乙に委任する。

2 前項の規定により乙が指定ごみ袋を取扱うことのできる店舗は次のとおりとする。

店舗名：

店舗住所：

（指定ごみ袋の種類及び販売金額）

第2条 販売に係る指定ごみ袋の種類及び販売金額は、次のとおりとする。

| | | | |
|--------------|--------------------------|------------|------|
| (1) 燃えるごみ用 | (小20 $\frac{1}{2}$ リットル) | (10枚入りパック) | 280円 |
| | (中30 $\frac{1}{2}$ リットル) | (〃) | 380円 |
| | (大45 $\frac{1}{2}$ リットル) | (〃) | 480円 |
| (2) 燃やせないごみ用 | (小20 $\frac{1}{2}$ リットル) | (5枚入りパック) | 140円 |
| | (中30 $\frac{1}{2}$ リットル) | (〃) | 190円 |
| | (大45 $\frac{1}{2}$ リットル) | (〃) | 240円 |

上記金額のすべてについて、消費税は外税とする。

（注文・納品等）

第3条 指定ごみ袋の注文・納品については、取扱店要綱及び取扱基準によるものとする。

（指定ごみ袋代金の請求）

第4条 甲は、取扱店要綱第9条の規定に基づき、乙に納品した指定ごみ袋の代金（以下「一般廃棄物処理手数料」という。）を納入通知書により乙に請求するものとする。

2 前項における納入通知書の納入期限は、当該通知をする日から起算して15日以内とする。

（一般廃棄物処理手数料の納入）

第5条 乙は、前条の規定に基づき、甲より請求があったときは、納入期限までに一般廃棄物処理手数料を納入しなければならない。

(指定ごみ袋販売にかかる手数料の支払い)

第6条 甲は、取扱店要綱第11条の規定に基づき、指定ごみ袋の種類にかかわらず販売する指定ごみ袋1枚につき3円に100分の105を除いて得た額に、消費税及び地方消費税率を乗じて得た額を指定ごみ袋の販売にかかる手数料

(以下「販売手数料」という。)とし、乙に支払うものとする。

2 前項における販売手数料の支払いは、乙から一般廃棄物処理手数料の納入がされたとき、繰替えて支払うものとする。

(契約期間)

第7条 契約の期間は令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。ただし、期間満了1ヶ月前までに甲乙いずれかから解除の申し入れがない限り、引き続き1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙が次の各号に該当した場合は、この契約を解除することができる。

(1) 取扱店要綱第14条の規定に基づく指定の取り消しがされたとき。

(2) 取扱店を廃止したとき。

2 前項の規定により甲がこの契約を解除した場合において、乙が保管している指定ごみ袋の返品及び代金の返金については甲乙協議の上決定するものとする。

(その他の事項)

第9条 本契約は、取扱店要綱及び取扱基準に基づき履行するものとし、本契約に定めない事項は甲、乙協議の上これを定める。

令和 年 月 日

甲 埼玉県白岡市篠津1279-5
蓮田白岡衛生組合
管理者 中野和信

乙 住 所
商号(屋号)
代表者氏名

印

記入例

未記入

蓮田白岡衛生組合指定ごみ袋取扱契約書

蓮・白一

甲 蓮田白岡衛生組合

社名(オーナー制コンビニなど、個人経営店は店舗名)をご記入ください。

乙 ※最後の記名と同じになります。

蓮田白岡衛生組合指定ごみ袋(以下「指定ごみ袋」という。)の販売に関し、甲乙間で下記のとおり契約を締結する。

記

(委任)

第1条 甲は、指定ごみ袋の販売に関し、蓮田白岡衛生組合指定ごみ袋取扱店等に関する要綱(以下「取扱店要綱」という。)及び蓮田白岡衛生組合指定ごみ袋取扱基準(以下「取扱基準」という。)に基づき、これを乙に委任する。

2 前項の規定により乙が指定ごみ袋を取扱うことのできる店舗は次のとおりとする。

店舗名:

店舗住所:

袋を販売する店舗についてご記入ください。

※

(指定ごみ袋の種類及び販売金額)

第2条 販売に係る指定ごみ袋の種類及び販売金額は、次のとおりとする。

| | | | |
|--------------|--------------------------|------------|------|
| (1) 燃えるごみ用 | (小20 $\frac{1}{2}$ リットル) | (10枚入りパック) | 280円 |
| | (中30 $\frac{1}{2}$ リットル) | (〃) | 380円 |
| | (大45 $\frac{1}{2}$ リットル) | (〃) | 480円 |
| (2) 燃やせないごみ用 | (小20 $\frac{1}{2}$ リットル) | (5枚入りパック) | 140円 |
| | (中30 $\frac{1}{2}$ リットル) | (〃) | 190円 |
| | (大45 $\frac{1}{2}$ リットル) | (〃) | 240円 |

上記金額のすべてについて、消費税は外税とする。

(注文・納品等)

第3条 指定ごみ袋の注文・納品については、取扱店要綱及び取扱基準によるものとする。

(指定ごみ袋代金の請求)

第4条 甲は、取扱店要綱第9条の規定に基づき、乙に納品した指定ごみ袋の代金(以下「一般廃棄物処理手数料」という。)を納入通知書により乙に請求するものとする。

2 前項における納入通知書の納入期限は、当該通知をする日から起算して15日以内とする。

(一般廃棄物処理手数料の納入)

第5条 乙は、前条の規定に基づき、甲より請求があったときは、納入期限までに一般廃棄物処理手数料を納入しなければならない。

(指定ごみ袋販売にかかる手数料の支払い)

第6条 甲は、取扱店要綱第11条の規定に基づき、指定ごみ袋の種類にかかわらず販売する指定ごみ袋1枚につき3円に100分の105を除いて得た額に、消費税及び地方消費税率を乗じて得た額を指定ごみ袋の販売にかかる手数料

(以下「販売手数料」という。)とし、乙に支払うものとする。

2 前項における販売手数料の支払いは、乙から一般廃棄物処理手数料の納入がされたとき、繰替えて支払うものとする。

(契約期間)

第7条 契約の期間は令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。ただし、期間満了1ヶ月前までに甲乙いずれかから解除の申し入れがない限り、引き続き1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙が次の各号に該当した場合は、この契約を解除することができる。

(1) 取扱店要綱第14条の規定に基づく指定の取り消しがされたとき。

(2) 取扱店を廃止したとき。

2 前項の規定により甲がこの契約を解除した場合において、乙が保管している指定ごみ袋の返品及び代金の返金については甲乙協議の上決定するものとする。

(その他の事項)

第9条 本契約は、取扱店要綱及び取扱基準に基づき履行するものとし、本契約に定めない事項は甲、乙協議の上これを定める。

令和 年 月 日

未記入

甲 埼玉県白岡市篠津1279-5
蓮田白岡衛生組合
管理者 中野 和信

取扱い契約を締結する企業でご記入ください。
(本社・支社単位。個人経営は店舗単位)

乙 住 所
商号(屋号) ※ 一番最初の記名と同じ
代表者氏名 になります。

印

必ずご捺印をお願いします。